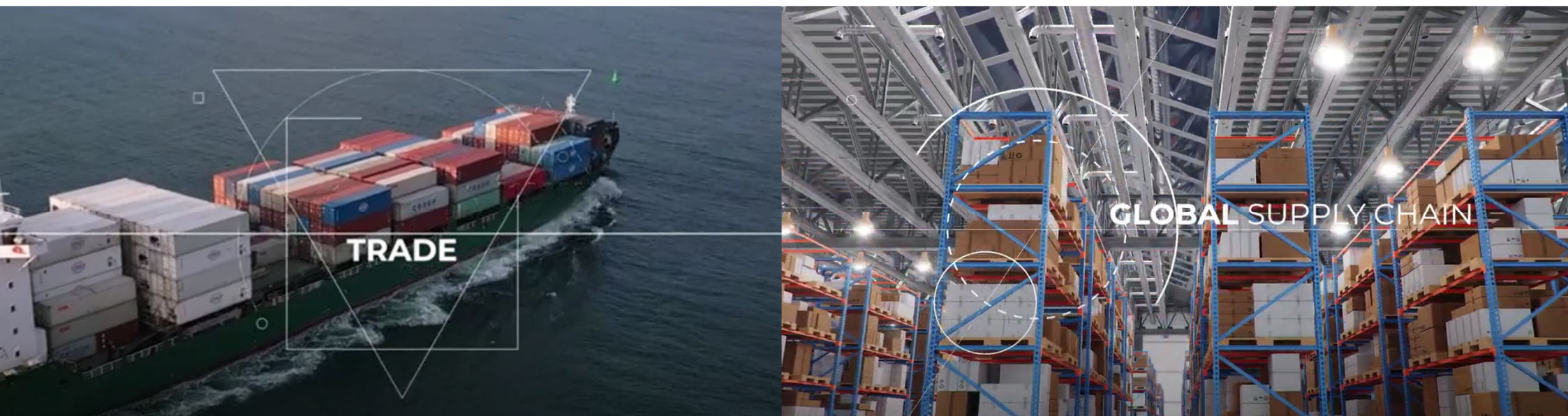


# 貿易手続デジタル化に向けた アクションプラン工程表



経済産業省

貿易経済協力局 貿易振興課

# 我が国貿易手続のデジタル化の実現に向けた課題と対応の方向性

- 未だに法令上、及び商慣習上も、紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が残っている。
- 貿易プラットフォーム（PF）は接続するユーザーが一定数を越えないと効用実感が乏しく、貿易PFのユーザー拡大が喫緊の課題。荷主企業からは、貿易PF導入にかかるコスト軽減、貿易PF間連携等を望む声あり。
- 貿易手続は商流・物流・金流に幅広く跨がり、関係省庁も多様であるため、共通目標・アクションプランを策定。ピアレビュー形式で進捗を管理し、着実に貿易手続のデジタル化を進めていく。

## <現状の課題（具体例）>

### 1. 紙で扱われている一部の貿易文書・手続のデジタル化

- ✓ 現時点においては、貿易手続を全てデジタルで処理できる環境は整っていない。一部手続についてはデジタルで、一部手続については紙で、というオペレーションは、混乱も招きやすく非効率との声あり。

必要な対応例) ・電子船荷証券（eBL）の法制度の整備【法務省】

・港湾手続のデジタル化推進【国交省】

・その他デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進【経産省及び関係省庁】

### 2. 貿易PFの導入支援・促進

- ✓ 貿易PFの導入に当たって、①自社の社内システムと貿易PFとの接続にかかるコスト負担の軽減策や、②貿易PFのサービス機能や貿易PF間の連携強化、③貿易PFを活用するユーザーへのインセンティブを求める声あり。

必要な対応例) ・荷主企業・フォワーダーの社内システムと貿易PFの接続支援、貿易PF間の連携支援【経産省】

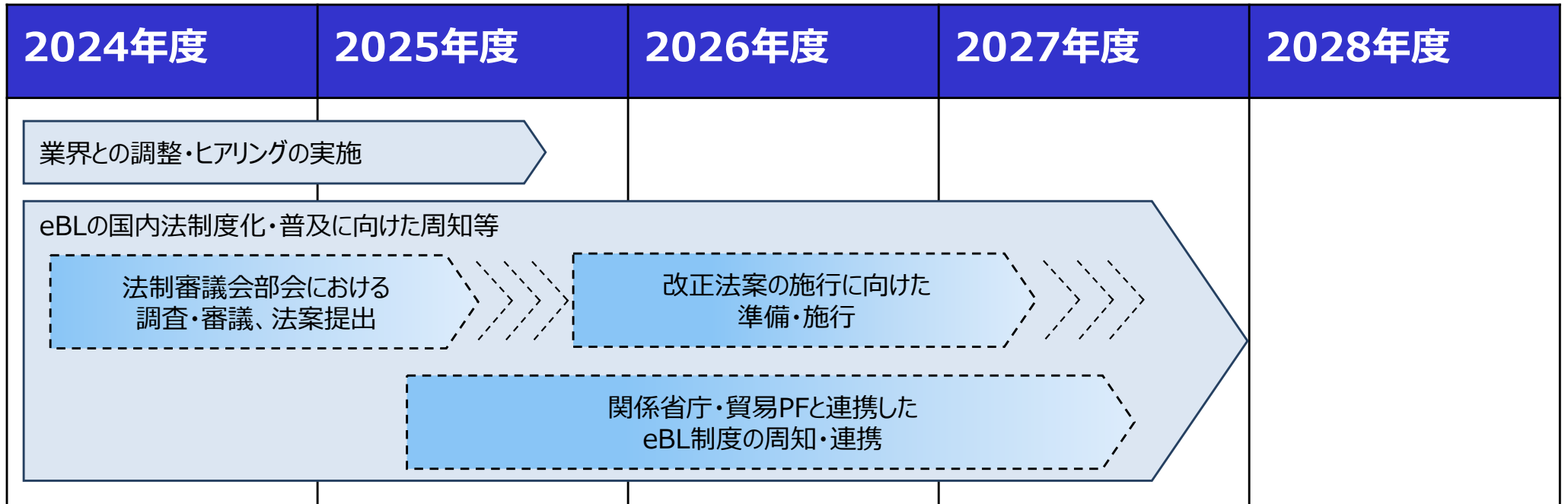
・貿易PFを活用した場合の輸出入に関わる一連の行政機関への手続等の効率化の検討

【経産省及び関係省庁】

**令和10年度までに貿易PFを通じてデジタル化された貿易取引の割合を10%とすることを目標とし、省庁横断的にアクションプランを作成。**

→フォローアップ会議を定期的 to 開催し、各々の取組状況を進捗管理していく。

# 1. 電子船荷証券（eBL）の法制度の整備【法務省】



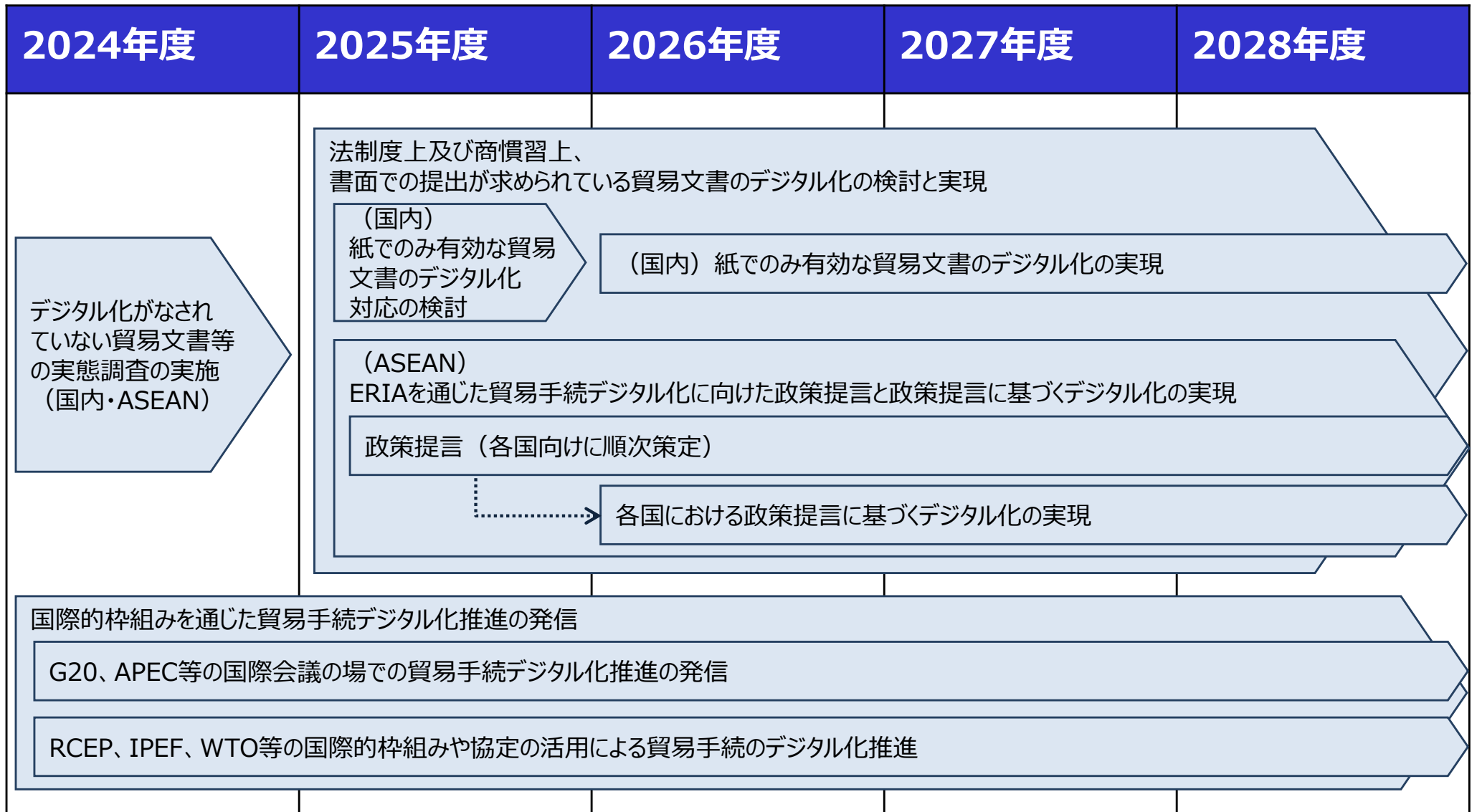
## 2. 港湾手続のデジタル化推進【国交省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
港湾手続においてデジタル化未対応の文書のデジタル化の実現				
「コンテナ貨物搬入票」、「危険物又は有害物事前連絡表」のデジタル化		「コンテナ貨物搬入票」、「危険物又は有害物事前連絡表」のデジタル化の周知・利用促進		
港湾手続において紙でのみ有効な文書等の調査の実施	港湾手続において紙でのみ有効な文書等のデジタル化、周知・利用促進			
サイバーポートと貿易PFの連携推進				
商流・金流分野のPFとの連携の実現				
貿易PF、Webサービス、パッケージソフトとの連携				
サイバーポートの機能拡充				
ユーザーニーズを踏まえた機能改善		ユーザーニーズを踏まえた機能改善（必要に応じて実施）		
海外貨物輸送情報の可視化				
サイバーポートの利用ユーザー拡大				
情報発信（セミナー、WS等）、導入サポート（業務フロー分析、デモ、トライアル等）				
港単位のサイバーポート活用モデルの形成		サイバーポート活用モデルの全国への水平展開		

### 3. 原産地証明書のデジタル化推進【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
<b>特定原産地証明書</b>				
日インドネシアEPAにおける特定原産地証明書のデータ交換（eCO）の定着化				
日タイEPA及びAJCEP（日ASEAN包括的経済連携協定）についてeCO導入に向けた実務的な協議の実施				
eCOの利用に関する産業界の要望のヒアリング実施				
ヒアリングと検証を踏まえ、他の協定へのeCOの拡大可能性の検討				
特定原産地証明書と他の貿易文書のデータ連携検証				
第一種特定原産地証明書発給システムと民間PF（例：JAFTAS等）との連携推進				
<b>非特恵原産地証明書</b>				
非特恵原産地証明書のデジタル化に関する実態調査・産業界の要望ヒアリングの実施				
国内商工会議所における非特恵原産地証明書のデジタル化対応の拡大				
貿易相手国における非特恵原産地証明書のデジタル化に向けた働きかけの検討・協議の実施				
非特恵原産地証明書発給システムと民間PFとの連携推進				

# 4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進 【経産省及び関係省庁】





## 5. 貿易PFの導入支援・促進【経産省・総務省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
荷主企業・フォワーダーの貿易PF初期導入にかかる実証支援				
荷主企業・フォワーダーの貿易PF導入支援				
貿易PF間の連携支援				
貿易PF提供事業者間の連携接続支援				
我が国の貿易PFの海外展開支援				
サプライチェーン全体のデジタル化を視野に入れた貿易データと産業データ(*)の連携支援 (ウラノス・エコシステムとの連携の検討) <small>※ここでいう「産業データ」とは企業等の事業活動において扱われるデータを意味するものとする。</small>				

## 6. 貿易PF活用によるインセンティブプランの検討【経産省及び関係省庁】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度の活用も見据えた、貿易PF認定制度の具体化				
貿易PF利用企業に対する表彰制度のニーズ調査・制度化の検討		貿易PFの認定制度を活用した荷主企業・フォワーダー等に対するインセンティブプランの検討、運用開始、効果検証		
制度の具体化・実施（制度化の検討結果に応じ）				

## 7. 貿易PFと貿易関連行政システムとの接続促進 【経産省及び関係省庁】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
貿易PFと貿易関連行政システムとの接続に向けた検討 （ニーズ調査・企業ヒアリングを含む）				

## 8. NACCS機能の周知（第7次NACCSによる機能追加を含む） 【財務省及び関係省庁】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
NACCSにおける貿易文書等のデジタル化に係る現行機能の周知等 （第7次NACCS（2025.10更改）の機能追加*・周知を含む）				
* 第7次NACCSにおける機能追加（例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税等の納期限延長にかかるリアルタイム口座対応</li> <li>・ WebNACCS対象業務の拡大</li> <li>・ 外為法関連業務のWeb化 等</li> </ul>				



## 9. 貿易PFを通じた貿易相手国とのデータ連携事例の創出 【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	インドネシア・タイ等ASEAN諸国との間での 貿易データ連携の事例創出			
	南西アジア、アフリカ、 中南米との間での 事例創出の検討	貿易データ連携事例の他国・他地域への展開		

## 10. フォワード事業者の貿易PF参画支援・促進 【経産省・国交省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
フォワード事業者との 意見交換会の開催 ★				
	フォローアップ会議の開催（随時）			

## 11. 国際標準に準拠した貿易データ連携 【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	<p>国連CEFACTに対する貿易分野の国際標準改定の働きかけ</p> <p>日本企業の国際標準の実装に向けたガイドラインの作成（※）</p> <p>新たな分野（GHG/人権等）に対応するための国際標準の整備検討</p>	<p>国際標準の定期的な見直しと改定</p> <p>ガイドラインの普及・日本企業による実装支援（※）</p> <p>（※）ウラノス・エコシステムとの連携の検討</p>		

## 12. 貿易PFの活用に求められるセキュリティ対策 【経産省】

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
<p>「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」<sup>（※1）</sup>の貿易PF提供事業者及び貿易PFユーザー企業に対する周知により、本ガイドライン等を用いたセキュリティ対策によるガバナンス向上を推進</p> <p>中小企業に対しては、「SECURITY ACTION自己宣言」<sup>（※2）</sup>も併せて周知</p>				
<p>※1・・「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」<a href="https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html">https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html</a> ITに関するシステムやサービス等を供給する企業及び経営戦略上ITの利活用が不可欠である企業の経営者を対象に、経営者のリーダーシップの下で、サイバーセキュリティ対策を推進するために定められたガイドライン</p> <p>※2・・「SECURITY ACTION」<a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html</a> 中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。</p>				